

## ワーク・ライフ・バランス憲章、行動指針の策定について

経済財政諮問会議 労働市場改革専門調査会第一次報告(平成 19 年 4 月 6 日)

### 第 3 章 〈ワークライフバランス憲章 働き方を変える、日本を変える〉の策定

#### 2. ワークライフバランス実現への本格的取組み

(〈ワークライフバランス憲章 働き方を変える、日本を変える〉の策定)

ワークライフバランスを実現するためには、過去に同様な状況に直面したイギリス等の国々の経験に照らして、政労使による大きな国民運動を巻き起こし、大胆な意識改革を図るとともに、具体的な取組みを果敢に進める必要がある。このため、政府は、〈ワークライフバランス憲章 働き方を変える、日本を変える〉を策定し、ワークライフバランスの実現に向けた本格的な取組みを進めるものとする。

経済財政諮問会議民間議員ペーパー(平成 19 年 4 月 6 日)

(『働き方を変える行動指針』の制定に向けて)

3、「ワークライフバランス憲章」を基本的な考え方とし、官民あげて、仕事と生活の両立を目指す『働き方を変える行動指針』を策定すべきである。この『行動指針』は、関係各省及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議や男女共同参画会議と連携をとり、少子化社会対策基本法などこれまでの取組も盛り込んだ、政府の横断的な政策方針とするとともに、経済界・労働界をはじめ社会全般にわたるイノベティブ・キャンペーンの展開などを含む必要がある。

4、『行動指針』は、労働市場改革専門調査会報告にあるような、就業率向上や労働時間短縮などの数値目標を明確に掲げ、PDCA サイクルのもとで実績を検証しながら、その確実な達成を図るべきである。

ワーク・ライフ・バランス憲章、行動指針に関する総理発言  
(平成 19 年 4 月 6 日 経済財政諮問会議)

長時間労働を前提として経済が成り立つ、また仕事が成り立つというのは、やはりそれは間違っているのだと思う。その観点から、生産性を上げていく努力をする、質を高めていく努力をするというのは当然であろうし、また家族と時間を過ごすということは、これはやはり家族がしっかりしていなければ国が成り立たないという根本にも遡るだろうと思う。そういう意味においてもワークライフバランスは大切であり、少子化対策等の観点からも重要なテーマであろうと思うので、安倍内閣として本格的に取り組みたいと思う。民間議員から提案のあった「働き方を変える行動指針」について、政府部内で十分連携し、とりまとめることとしたいと思うので、よろしく願いたい。

男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向(平成 19 年 5 月 24 日)

おわりに

現在、ワーク・ライフ・バランスの推進について、政府において様々な検討が行われている。経済財政諮問会議、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「働き方の改革を推進する行動指針」を策定することが提案されているところであり、男女共同参画会議としてもこれらの会議等と十分な連携を図っていく必要がある。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略中間報告(平成 19 年 6 月 1 日)

重点戦略策定に向けての基本的考え方

3 重点戦略策定の方向性

(働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現)

国民が働き方についての意識を変え、企業も行動を変えていくためには、社会全体でワーク・ライフ・バランスを達成する国民運動のみならず、関係府省や地方公共団体が一体となって、総合的かつ体系的な施策の展開を図っていく必要がある。このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び政府において「働き方の改革を推進する行動指針」を政策のパッケージとして策定することが必要である。

「経済財政改革の基本方針 2007(骨太方針)」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)

### 3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかにされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自らの希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

#### 【改革のポイント】

1. 働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」(仮称。以下、「憲章」という。)及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称。以下、「行動指針」という。)を策定する。

2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

#### 【具体的手段】

##### (1) 「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成 19 年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進ちょく状況について報告を受け、議論を行う。

- ・ 就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ・ ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ・ 経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

##### (2) 労働市場改革についての検討

専門調査会において、冒頭の趣旨を踏まえて労働市場改革をめぐる課題について引き続き検討を進め、その報告等を踏まえ、経済財政諮問会議で議論を行う。

経済財政諮問会議 労働市場改革専門調査会第一次報告(平成19年4月6日)  
関連部分抜粋

第3章 《ワークライフバランス憲章 - 働き方を変える、日本を変える - 》の策定

1. 就業率の向上と労働時間の短縮

就業率の向上 就業希望者が就業できるようにする

2017年までに

- 15～34歳の既卒男性の就業率を89%から93%に4%引上げ
- 15～34歳の既卒未婚女性の就業率を85%から88%に3%引上げ
- 25～44歳の既婚女性の就業率を57%から71%に14%引上げ
- 60～64歳の高齢者の就業率を53%から66%に13%引上げ
- 65～69歳の高齢者の就業率を35%から47%に12%引上げ

労働時間の短縮 フルタイム労働者の労働時間を短縮する

2017年までに

- 完全週休二日制の100%実施
- 年次有給休暇の100%取得
- 残業時間の半減
- フルタイム労働者の年間実労働時間を1割短縮

2. ワークライフバランス実現への本格的取組み

《ワークライフバランス憲章 働き方を変える、日本を変える 》

第1条：多様な働き方の権利を含め、働き方の共通原則の確立

- 労働者が柔軟な働き方を申請できる権利を認めたイギリスの仕組みを参考に、多様な働き方の権利を確立する。
- 働き方についての労働者の選択を妨げるような縦割りの制度や政策に代えて、多様な働き方に横断的に適用される共通原則を確立する。

第2条：税・社会保障等、働き方に中立的な制度への改革

- ワークライフバランスの実現のためには、労働市場の分野だけを検討の対象とするのではなく、家庭、税・社会保障、教育など相互に影響を及ぼし得る周

辺分野も視野に入れる必要がある。そうした観点から、一体的・総合的な検討を行い、必要な制度改革を推進する。

第3条：多様な保育サービスの提供、保育所の整備による待機児童の解消

- ・ 地域における子育てをサポートするネットワークを含め、多様な保育サービスを提供する。また、個人の選択を重視する観点から、保育バウチャー制の導入や保育所整備等を進め、待機児童を解消する。

第4条：働き方の見直しを通じた仕事の効率化で年間実労働時間を大幅に削減

- ・ 仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働き方を見直すための企業の自発的な取組を促すとともに、その成果の公表を求める。
- ・ 年次有給休暇の100%取得、長時間労働の削減などによる残業時間の半減等の目標実現に向けて働き方を効率化することにより、年間実労働時間を大幅に短縮する。

第5条：政労使による合意形成の仕組み

- ・ 政府は、ワークライフバランスに向けた企業の取組みをサポートするとともに、その推進を図る。そのために、成功事例を収集するとともに、その効果を分析し、一般への広報・情報提供を積極的に進めるほか、必要な支援を行なうための「ワークライフバランス基金」を設立する。
- ・ 政労使と有識者で構成された「ワークライフバランス・サミット」の開催等、政労使による合意形成の仕組みを構築する。